

申込書（記入例）

2026度の元請工事予定請負額
と事業主特別加入の日額により
概算保険料が計算されます。

2026年度の事業所労災
について、希望する該当
欄のいずれかを、必ず○
をしてください。
※脱退の場合は、必ず脱
退に○をしてください。

2025年度の現場従事者
の常時使用労働者数を
記入してください。

2026年度の現場従事者
の予定常時使用労働者
数を記入してください。

主たる業務の内容に変更が
ある場合、業務の内容を具
体的に記入してください。
(例 大工・内装)
変更がない場合は、変更な
しに○をしてください。

支部・枝番号(整理番号)	***	***** 記載済み 様	登録住所	郵送住所	変更欄 (住所・名称・氏名が変更された場合に記入)
	***	*****	*****	*****	面 FAX
			登録郵便番号	登録の住所	郵送先の住所

2025年度 (自 2025年04月01日 至 2026年03月31日) は、下記の通りでした。 (12月10日現在までの分です。)

申告済の予定元請工事高	開始届提出済の完成工事高 (2026年3月末までに終了予定)	常時使用 労働者数	事業主特別加入	一人親方労災
			加入者氏名・基礎日額(円)	整理番号・加入者氏名・基礎日額(円)

この欄は個別に記載してあります。

住所等に変更のあった場合
この欄に記入して下さい。
登録住所：会社の所在地と
して登記されているところ
や事務所があるところ。
郵送住所：事務センターか
らの連絡や通知の郵便物を
実際に送付するところ。

2026年度 (2026年4月1日から 2027年3月31日まで) 労災保険申込書

*しおりを参照して太線の中だけ記入してください。

①事業所労災 雑続・新加入・脱退	常時使用 労働者数 (一日平均)	②事業主特別加入	③一人親方労災
2026年度 元請工事請負予定額 千五百万十萬万千円	2025年度 実績	加入者氏名 基礎日額 継続は、継続欄に希望者 円 のみ氏名・日額を記入 円	加入者氏名 基礎日額 継続は、継続欄に希望者のみ氏 名・日額を記入 円
※いわゆるに○をして下さい 変更なし	人	新加入の場合は新加入者欄に 氏名・日額を記入 円	新加入の場合は新加入者欄に 氏名・日額を記入 円
※いわゆるに○をして下さい 変更あり(新しい業務を記入してください。)	人	氏名 脱退の場合は脱退欄に、脱退 者氏名と生年月日を記入 年月	氏名 脱退の場合は脱退欄に、脱退 者氏名と生年月日を記入 年月
業務内容 就労時間・常時使用労働者数も必ず記入。		業種	業種
* 新加入のある場合は委託書の記入も必要です。 * 業務内容や雇用形態等が変わった場合はご相談下さい。		重複番号	委託年月日 申込書 一括有効 届出業種 ① ① 納入方法 ② ② 受付印

裏面の保険料を確認のうえ、記入してください。
※②および③の基礎日額は、今年度から6,000円～25,000円までとなります。
新加入の場合は、所属支部で委託書への記入も併せてお願いします。
脱退する場合は、事業主特別加入、一人親方の該当欄にある“脱退”的ところに脱退を希望する方の氏名と生年月日を記入してください。

必ず、記名をお願いします。
氏名・名称は自署もしくはゴム印

一人親方労災加入者は、職
種を
具体的に記入してく
ださい。
(例 大工・内装など)

一括有期事業報告書（記入例）

元請工事が無い場合
には事業の名称欄に
「なし」金額欄に「0」と
記入してください。

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

事業主控

2部共提出

2025年4月1日～2026
年3月31日までに終了す
る工事を記入してください。
事業の名称は、工事内容
がわかるように記入してく
ださい。また、事業所の所在
地は、市区町名まで記入し
てください。

一括有期事業報告書（建設の事業）

府県所掌管轄基幹番号	枝番号	枚のうち枚目			
記載済み					
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	①請負金額の内訳	②労務費率	③賃金総額
青山邸新築工事	保土ヶ谷区 仏向町***	2025年3月1日から 2025年5月31日まで	④請負代金の額 円 12,545,000	⑤請負代金に 加算する額 円 12,545,000	⑥請負代金から 控除する額 円 12,545,000
佐々木邸増改築工事	戸塚区 戸塚町***	2025年8月10日から 2025年9月30日まで	6,500,000		6,500,000
村山邸他3件改修工事	港北区 新羽町他	2025年4月1日から 2026年3月7日まで	8,100,000		8,100,000
山中邸他10件 塗装工事	南区 永田山王台他	2025年5月1日から 2026年3月1日まで	3,100,000		3,100,000
渡辺邸給排水交換工事	逗子市 池子***	2025年6月15日から 2025年7月15日まで	1,600,000		1,600,000
事業の種類		計	合計は記入しないでください。		38

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

郵便番号(221 - 0834)

電話番号(045-321-5361)

住所 横浜市神奈川区台町16-12 建設横浜会館2階

事業主 氏名 (有)横浜建設 代表取締役 横浜 建太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険
労務士
記載欄

作成年月日
提出代理人
事務代理者の表示

氏名 電話番号

必ず、2枚ともに記名
をお願いします。

ゴム印可

施主から直接請負った「元請工事」のみを記入してください。下請け工事を記入しますと保険料が余分にかかることがあります。

2025年（令和7年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日までに元請として施工を完了した工事の完成工事高により確定保険料が計算され
ます。

2025（令和7）年度概算保険料と今回計算される確定保険料との差額は2026（令和8）年度の保険料で精算されます。

注意：請負金額(税抜)が1件500万円未満の金額の工事については、1ヶ所だけ記入し他の工事は「他何件」として合計件数と合計金額を記入し
てください。

既設建築物（新築以外の建物）の内部だけでの工事は一般の建築工事とは保険料が異なりますので②労務費率の欄に「38」と記入してく
ださい。1件の工事請負金額が1億8,000万円未満の工事を記入して下さい。

労働保険年度更新手続きのしおり

このしおりをよく読まれた上、2026年度（2026年4月～2027年3月）の労働保険の手続きをしてください。

【提出書類】

- 2026年度 労災保険申込書 } 必要事項を記入し、必ず記名してください。
 一括有期事業報告書（緑色の印刷の用紙）（2枚とも提出） }

[提出期日と提出先] 1月19日(月)～2月13日(金)までに所属支部にて、年度更新の手続きを行ってください。

2025年度限りで脱退される方も手続きが必要です。必ず期日までに手続きを行ってください。

〆切日までに提出されない場合、今年度末で脱退手続きを取ります。脱退手続き後の労災事故は、一切補償されませんのでお気を付けください。

《労災保険の内容》

① 事業所労災 強制加入

職人さんを一人でも雇って元請工事をしている事業主・親方は事業所労災に加入する義務があります。

事業所労災の対象は、自社の元請現場で下請を含む労働者（パート・アルバイト含む）の労災事故となります。

② 事業主特別加入（第一種特別加入） 任意加入

①の事業所労災は、事業主や同一生計の家族（個人事業所）や役員（法人事業所）は適用されません。

特別加入は任意加入（希望加入）ですが、事業主や役員または家族が現場労働中に事故にあったときに使う労災保険です。

下請専門の親方、外注工事の事業主・役員または家族は元請の労災保険を適用できませんから、この保険に加入しましょう。

③ 一人親方特別加入（第二種特別加入） 任意加入

次のイ～ハに該当する親方が加入できます。これは、本人が労災事故にあったとき、使える保険です。

イ、常時、職人さんや見習を使わない親方。

ロ、職人さんを年間100日以上使わない親方。

ハ、手間請など下請専門の親方で年間100日以上職人さんを使わない方。

☆既に、一人親方労災に加入済で、100日以上常用の職人さんを使う方は ②の事業主特別加入に切り替える必要がありますので所属支部にて手続きを行ってください。

【届出業種35×× 事業所労災（建築の事業）保険料等の一覧】

計算式 労務費率 保険料率 請負金額(税抜) × 0.23 × 0.0095 = 保険料				
負 金 額 (税抜)	保 険 料	事 務 会 費	合 計	
500 千円	1,092 円	1,100 円	2,192 円	
1,000 千円	2,185 円	2,200 円	4,385 円	
2,000 千円	4,370 円	3,300 円	7,670 円	
3,000 千円	6,555 円	4,400 円	10,955 円	
4,000 千円	8,740 円	5,500 円	14,240 円	
5,000 千円	10,925 円	7,700 円	18,625 円	
6,000 千円	13,110 円	7,700 円	20,810 円	
7,000 千円	15,295 円	7,700 円	22,995 円	
8,000 千円	17,480 円	11,000 円	28,480 円	
9,000 千円	19,665 円	11,000 円	30,665 円	
10,000 千円	21,850 円	22,000 円	43,850 円	
20,000 千円	43,700 円	27,500 円	71,200 円	
30,000 千円	65,550 円	38,500 円	104,050 円	
40,000 千円	87,400 円	38,500 円	125,900 円	
50,000 千円	109,250 円	38,500 円	147,750 円	
60,000 千円	131,100 円	44,000 円	175,100 円	
100,000 千円	218,500 円	55,000 円	273,500 円	

【特別加入者の保険料等の一覧】

計算式 基礎日額 × 365日 × 0.0095 (事業主特別加入) = 保険料 (届出業種 35×× 建築の事業) × 0.017 (一人親方) = 保険料			
中小事業主特別加入		一人親方特別加入	
基礎日額	保険料	基礎日額	保険料(円)
6,000 円	20,805 円	6,000 円	37,230 円
7,000 円	24,272 円	7,000 円	43,435 円
8,000 円	27,740 円	8,000 円	49,640 円
9,000 円	31,207 円	9,000 円	55,845 円
10,000 円	34,675 円	10,000 円	62,050 円
12,000 円	41,610 円	12,000 円	74,460 円
14,000 円	48,545 円	14,000 円	86,870 円
16,000 円	55,480 円	16,000 円	99,280 円
18,000 円	62,415 円	18,000 円	111,690 円
20,000 円	69,350 円	20,000 円	124,100 円
22,000 円	76,285 円	22,000 円	136,510 円
24,000 円	83,220 円	24,000 円	148,920 円
25,000 円	86,687 円	25,000 円	155,125 円
事務会費(年間)	2,200 円	事務会費(年間)	6,600 円
休業4日目から基礎日額の8割給付(3日間は給付対象外)			

但し、事業所労災加入者は、上記事務会費と別に特別組合費として法人事業所では、15,400円(消費税10%込)、個人事業所では、8,800円(消費税10%込)を支部に納入してください(口座振替を利用している事業所は合算されて引き落としされます)。

特別加入（事業主・一人親方）の年度途中の加入脱退では、保険料が月割になります。

実際の納入額は保険料と事務会費等の合計額です。

△届出業種によって、保険料が変わります。

△事業所労災加入者につきましては、保険料の他に一般拠出金が徴収されます。(賃金総額×0.02/1000)

一般拠出金とは…「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、すべての労災保険適用事業主の方にご負担いただくもの

△国による保険料改定があった場合、保険料率が変わることがありますので、あらかじめご了承下さい。

※一人親方特別加入の18,000円以上の日額に変更する場合は、別途添付資料(確定申告書や源泉徴収票や課税証明書など)が必要になります。

横浜建設事務センター（横浜建設一般労働組合）

〒221-0834 横浜市神奈川区台町16-12 建設横浜会館2階

TEL 045-321-5361 FAX 045-321-5376